

## 船舶インシデント調査報告書

令和元年9月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年5月4日 12時00分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市唐津港 唐津港東港東防波堤灯台から真方位256°390m付近 （概位 北緯33°28.1′ 東経129°58.2′）
インシデントの概要	瀬渡船第2一樹丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年5月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	瀬渡船 第2一樹丸、1.1トン 290-64803佐賀、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力44.10kW、回転数毎分3,500、4気筒、ボア78mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客を迎えに行く目的で航行中、主機計器盤から警報が鳴り、船長が、主機計器盤の冷却清水温度警報ランプが点灯していること、及び冷却海水が船外に排出されていないことを認め、主機を停止して漂泊していたところ、付近を巡回していた巡視艇が来援し、同艇にえい航されて唐津港東港の定係地に到着した。</p> <p>主機は、本インシデント後、機関修理業者によって開放点検されたところ、冷却海水系統に閉塞は認められず、冷却海水ポンプのゴム製インペラ（以下「本件インペラ」という。）が破損していた。</p> <p>冷却海水は、冷却海水ポンプによって吸引加圧され、清水冷却器で冷却清水と熱交換を行った後、船外に排出される方式となっていた。</p> <p>本件インペラは、機関修理業者により、本インシデント発生の約2年2か月前に交換された。</p> <p>主機の取扱説明書には、本件インペラの交換を2年又は運転時間1,200時間ごとに行うよう記載されていた。</p>
分析	本船は、航行中、本件インペラが破損したことから、冷却海水の供給が途絶えて清水冷却器での熱交換が阻害され、冷却清水の温度が上

	昇して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、航行中、本件インペラが破損したため、冷却海水の供給が途絶えて清水冷却器での熱交換が阻害され、冷却清水の温度が上昇して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 冷却海水ポンプのインペラは定期的に点検し、取扱説明書に記載された時期に交換すること。</li></ul>